

## 関係省庁連絡会議幹事会申合せに関するよくある誤解

### 1、関係省庁連絡会議幹事会申合せ（以下「申合せ」という。）は、運営の比重の高いPFIにしか適用されないのですか？

運営重視型以外でも適用可能です。「申合せ」では、「発注者のみの能力では十分な要求水準書等を作成することが困難である場合や、応募者からの提案内容の予測が困難である場合」としています。具体的には、

- ・ 病院や刑務所のように、運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業
- ・ 複合施設、意匠性の高い建物等、発注者の意図を明確に伝えるのが困難と考えられる事業

の二つが例示されています。例えばいわゆる「ハコモノ案件」でも、複合施設であったり、民間にデザインをゆだねる部分が多い（すなわち意匠性が高い）案件は、これに含まれることとなります。民間事業者の自由度の高い案件では、あらかじめどのような提案であれば公共の意図に沿うのかを要求水準で書き尽くすことが困難であるので、このような事業は、「発注者の意図を明確に伝えるのが困難」な事業といえるわけです。したがって、たとえば庁舎等の建設と維持管理が中心のPFI事業であっても発注者が必要と判断すれば適用することが可能です。

### 2、入札公告の前に対話を行い、要求水準を修正することはできないというのは本当ですか？

入札公告の前に対話を行い、要求水準を修正することはできます。PFIは、「導入可能性調査→実施方針の公表→特定事業の選定→入札公告→資格審査→応札→落札者の決定」という順序で行われますが、「申合せ」では、対話の時期については、「実施方針の公表以降」とされています。入札公告や資格審査が実施方針の公表前に行われることはありませんので、入札公告前、資格審査前、あるいは資格審査段階で対話を行うことも可能です。したがって、入札公告前に要求水準書案を公表し対話を行うことによって、入札公告時の要求水準書に民間の意見を反映させることも可能です。「申合せ」は入札公告前に要求水準書案を公表し、民間事業者と対話を行うことを推奨しており、入札公告前の対話について「民間事業者が創意工夫を発揮しやすい要求水準書等を作成するという観点で民間事業者の意見を求める」ことを留意事項として明記し、対話の結果、民間事業者の意向を踏まえて要求水準書を修正することを推奨しています。

もとより、実施方針公表以前の段階においても、マーケットサウンディング等を通じて、発注者は民間の需要、意向を把握すべきであることは言うまでもありません。

### 3、対話の結果に、両当事者に対する拘束力を持たせることはできますか？

両当事者に対する拘束力を持たせることができます。どこまで両当事者に対する拘束力を持たせるのかは、案件に応じて発注者が対話前に明示することになります。「申合せ」においてはこの点については記載されていませんが、両当事者に対する拘束力を持たせる方法としては、以下のような方法が考えられます。

- ・ 要求水準への適合性に関する質問の結果について、対話の結果の概要を书面化した上で両当事者が確認し、最終的には要求水準の内容の一部として事業契約書に組み込む方法
- ・ 対話自体には両当事者に対する拘束力を持たせないものの、後日通常の書面による質問回答を行う際に、民間事業者が特に拘束力を持たせたいと考えている事項について、改めて書面で質問してもらい、回答する方法（入札説明書等の質問回答書は入札書類等と一体のものとして扱われます。入札公告の前の対話については、直接要求水準書（案）等を修正することが考えられます。）

もっとも、両当事者に対する拘束力を持たせる場合には、質問の対象事項、書面化の方法などをより明確に決めておくことが重要です。（例えば審査委員会が判断すべき事項について、対話での公共の担当者の判断が拘束力を有するととなると、問題が生じる可能性があります。）

### 4、「申合せ」は実際に活用されていますか？

「申合せ」は実際に活用されています。現在、以下の案件で「申合せ」手続が活用されています（「申合せ」前の先駆的取組み及び今後利用が予定されているものを含みます）。

- ① 多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業（東京都）
- ② がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業（東京都）
- ③ 精神医療センター（仮称）整備運営事業（東京都）
- ④ 筑波大学付属病院再開発に係る施設整備等事業（国立大学法人 筑波大学）
- ⑤ 愛媛県立中央病院整備運営事業（愛媛県）

このほか、PFI 事業ではありませんが、一般廃棄物処理施設の整備事業で「申合せ」に示された対話手続の適用が予定されています。

## 5、対話を行うことのデメリットは特にないと理解してよいでしょうか？

PFI が VFM を生む「打出の小槌」でないのと同様、対話も発注者と入札参加者を不思議な力で結ぶ「天使」ではないので、当然のことながらメリット・デメリット双方があります。対話により契約までに要する時間、コストが増大する傾向にあるのは確かですので、それぞれの事案にふさわしい方法及びスケジュールで対話を実施することが重要です。また、対話を行う際は、公平性及び透明性の確保に留意する必要があります。「申合せ」の内容もこれを強く意識したものになっています。

世界銀行により開催された PPP/PFI の国際会議である PPPI Days では、いわゆる対話方式について、入札参加者ごとに行うものであることから、不正の温床となる可能性があることは否定できないとの導入に対する慎重な意見が出されました。

また、EU においては、競争的対話方式についての評価（入札にかかわるコスト、要する時間、それだけのコストと時間をかけたアウトプットの質等について）を行うためには、もう少し事例の集積を待つ必要があるとの意見もあります。

英国では、現在は、基本的にすべて競争的対話方式で行うこととされていますが、競争的対話手続の導入前も交渉手続という形で対話を行うのが一般でした。しかし、入札手続に要する時間と費用が膨大であることが問題とされており、2007 年 3 月に公表された National Audit Office のレポートによれば、入札手続に要する期間は平均 38 ヶ月、アドバイザーフィーは 1 事業あたり平均 300 万ポンド（1 ポンド 230 円と換算した場合、約 7 億円）であるとされています。したがって、比較的小規模の案件が多い我が国においては、これらの議論を十分に踏まえ、我が国の状況にふさわしい方法を構築していく必要があると考えられます。

## PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて

平成 18 年 11 月 22 日  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ

PFI 事業を実施する際の民間事業者の選定及び協定の締結に係る事項については、平成 13 年 1 月 22 日に PFI 推進委員会においてとりまとめられた「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」において、民間事業者の選定及び協定締結等に係る実務上の指針が示されているほか、平成 15 年 3 月 20 日付けの民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ（以下、「申合せ」という。）において、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関する留意事項等がとりまとめられているところである。

その後、PFI の進展に伴い、運営の比重が高く、また運営内容を入札書類等に規定するために民間の知見が重要となるような PFI 事業も現れてきており、こうした事業については、発注者にノウハウの蓄積が十分ではなく、発注者のみの能力で要求水準等を作成することが困難であることが多い。

こうした事業については、申合せにある発注者と民間事業者の意思疎通をより円滑に行うための具体的方法や競争入札に参加する事業者の絞込みの方法等を明らかにすることが、PFI 事業の一層の推進に有効であると考えられる。

平成 17 年に改正された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）の附則第 3 条において、特定選定における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方に係わる検討が新たに規定されたところであり、これまでに実施された PFI 事業における課題等を踏まえ、さらなる PFI 事業の普及・促進に資するため、欧州における競争的対話方式の導入の状況も参考とし、申合せに示された考え方を踏まえ、その運用等について関係府省において検討が行われた結果、別紙のとおりとりまとめが行われた。

関係府省においては、今後、上記のような PFI 事業を実施する際には、別紙に示す事項について、個別の事業ごとにその取扱いに留意し、PFI 事業を円滑に実施することに努めることとする。

## 1. 適用対象事業について

平成18年11月22日の申合せは、すべてのPFI事業に適用することが想定されているものではなく、発注者のみの能力では要求水準書等を作成することが困難な事業について適用することを想定している。なお、実際に適用が想定される事業としては、病院や刑務所のように、運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業や、複合施設、意匠性の高い建物等、発注者の意図を明確に伝えるのが困難と考えられる事業があげられる。

## 2. 民間事業者の選定方法について

### (1) PFI事業における競争入札の資格審査

PFI事業においては、民間事業者の創意工夫を最大限活用するために、具体的な仕様の特定を必要最小限にして発注を行うことから、発注者は、民間事業者の負担、審査の精度の観点から当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみに詳細な事業計画を作成させ、一般競争入札に参加させることが適当である。

このため、一般競争入札の参加資格の審査において事業計画の概要を提案させ、審査を行うことで、最終的に入札に参加する応募者を絞り込むことが有益である。

### (2) 事業計画の概要の審査方法

資格審査の審査基準の作成にあたっては、できるだけ絞込みの効果が出るような方法、例えば、予め定める基準により事業計画の概要提案を点数化し、一定の点数に満たない提案を欠格とするといった方法を採用することが望ましい。また、例えば、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することといった、公正な審査を行うための措置を取り入れることが望ましい。なお、この場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は発注者にあることに留意する必要がある。

なお、具体的な事例としては、事業の基本的な考え方や取組体制、事業遂行についての考え方、類似の事業の実績等について、それぞれ1枚から3枚程度の資料の提出を求めて提案審査を行った例や、地方自治体では、形式的な資格の確認のみではなく、経営体制やマネジメント能力等の実質的な能力に関しての資格審査を行い、絶対評価基準に満たない応募者を欠格とした例がある。

### (3) 審査結果の説明

応募者がより発注者のニーズに沿った入札提案を作成できるようにするため、資格審査における事業計画の概要提案の評価結果を応募者に説明することも考えられる。

#### (4) 審査にあたって留意すべき事項

- ① 予算決算及び会計令第 73 条の競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために特に必要な限度において設定されるものであることに留意する必要がある。
- ② 資格審査により絞り込む応募者の数は、EU 及び欧州諸国の規定や発注者の審査精度等を考慮すれば最低 3 者程度が妥当と考えられるが、資格審査において相対的な評価を行うことは、入札前に能力のある応募者を排除することにもなるため、絞込みの数を予め指定することはできないことに留意する必要がある。
- ③ 応募者が資格審査において提出した事業計画の概要について、発注者の評価結果を踏まえて、入札提案書の提出に際して当初示した提案の内容を変更する場合も考えられるが、変更は当該資格審査の公平性が損なわれない範囲に限定されるものでなければならない。

### 3. 発注者側と民間事業者との意思の疎通について

#### (1) 対話の意義

PFI 事業は、発注者がサービスの水準を要求水準書として規定し、具体的な仕様は応募者が個別に提案するいわゆる性能発注であるため、応募者の提案には幅が生じる。このため、発注者は応募者に対してニーズを明確に伝え、応募者からニーズにあった提案が提出されるための工夫をすることが求められる。このため、実施方針の公表以降において、入札の際の判断材料となる事項について、発注者と民間事業者との意思の疎通を図るための質問・回答等（以下、「対話」という。）を行うことで、発注者と民間事業者との意思の疎通を図ることが重要となる。

#### (2) 対話を行うのが適当と考えられる事業

対話は、発注者のみの能力では十分な要求水準書等を作成することが困難である場合や、応募者からの提案内容の予測が困難である場合に有益であると考えられる。

また、対話は発注者、応募者双方において相応の負担を伴うことになるため、事業規模が大きく、対話手続きに要する時間・コストの負担が相対的に小さい事業が望ましい。具体的には、病院や刑務所のように、運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業や、複合施設、意匠性の高い建物等、発注者の意図を明確に伝えるのが困難と考えられる事業があげられる。

#### (3) 入札の際の判断材料となる事項

入札の際の判断材料となる事項としては、制度上、入札公告前に公表することとされている実施方針以外に、要求水準書、契約書案、選定基準等が考えられる。これらについても、対話を円滑に進めるためになるべく入札公告を行う前の段階から公表することが望ましい。

なお、これらの事項の中で、特に対話を行うことが有効であると考えられる個別の項目としては、例えば、リスク分担や、応募者が想定する施設設計が考えられる。

#### (4) 対話を行う方法

対話を行う場合には、公正性・透明性等を担保するため、実施方針等においてその旨を明記し、文書による質問・回答、説明会の実施等の方法により、応募者全員に対して共通の方法で行うとともに書面により記録し、その内容を共有することが基本となる。

なお、応募者毎に対面で対話を行うことにより、発注者のニーズに適った提案が得られる可能性が高まる場合も考えられるため、必要に応じて応募者毎に対面による対話を行うことも考えられる。

#### (5) 対話の内容の公表

全員に対して行う対話の内容は、原則として全て公表することとなる。

他方、応募者毎に個別に対話を行う場合には、入札に際して提出される提案書に関する情報が提供される場合も考えられるため、公表すべき情報と秘匿すべき情報の明確化を図る必要がある。なお、公正性・透明性等を担保するため、秘匿すべき情報は、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに限られる。

#### (6) 対話にあたって留意すべき事項

①発注者は、入札公告後における対話はもちろんのこと、入札公告前の対話においても、特定の応募予定者を利するような行為はしてはならない。

また、対話に際しては、事業選定手続の公正性・透明性等を担保するため、中立かつ公正な立場の学識経験者等の意見を聴取する等の環境整備を行うことで、事業者選定における発注者の恣意性の介入や発注者と応募者との間の癒着等を防止する必要がある。なお、この場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は発注者にあることに留意する必要がある。

②入札公告を行う前の段階の対話にあたっては、民間事業者の負担軽減や、ノウハウやアイデアの保護の観点から、以下の点に留意する必要がある。

ア 図面や設計書の作成等、民間事業者に対して過剰な資料等の提供は求めない。

イ 民間事業者からノウハウやアイデアを聴取するのではなく、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい要求水準書等を作成するという観点で民間事業者の意見を求める。

ウ 民間事業者から提示されたノウハウやアイデアは、当該事業者の了解無しに第三者に漏洩しない。

③応募者に対して、対話の内容に係る事項について、書面による提出を複数回求める場合には、その負担に配慮するとともに、検討の期間を十分に確保する必要がある。

④個別の対話を行う場合には、各応募者から当該応募者の提案に関する情報が提供される可能性があるが、応募者の提案にかかると考えられる発言内容については、当該応募者の了解無しに第三者に漏洩する、またはほのめかすような行為や、特定の応募者に限り提案内容を誘導するような行為を行わないよう、特に留意する必要がある。

⑤個別の対話を行う場合には、対話の回数、時間、出席者等の各種条件について、応募者間での公平性が保たれるようにする必要がある。

⑥個別の対話により、例えば、発注者が新たなニーズや条件を認識した場合は、その都度、全応募者に通知することが必要である。なお、公告において提示された内容を変更する場合には、変更後に会計法令等において定める公告期間が必要となることに留意する必要がある。

#### 4. 落札者決定後の応募条件の変更について

##### (1) 変更の最小化について

落札者決定後において、契約書案、入札説明書等、応募条件の変更を行うことは、競争性を損なうおそれがあることから、落札者の決定の前段階において対話を行うことで、できるだけ発注者と応募者の認識の不一致を解消し、落札者決定後に契約書案、入札説明書等の内容の変更を最小化するよう努めることが重要である。

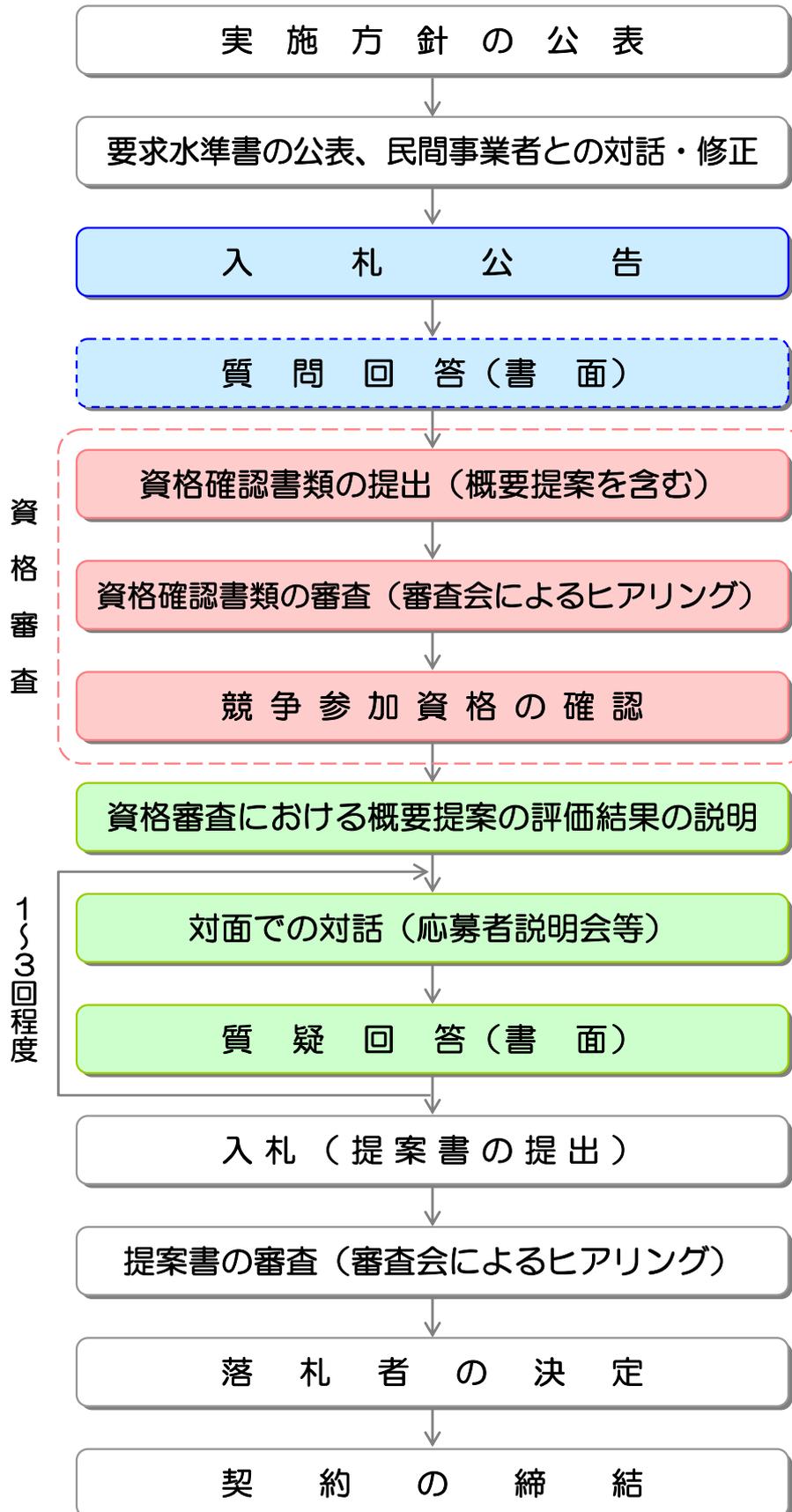
他方、PFI 事業においては、個々の事業者の事業提案内容が、必ずしも予め発注者が契約書案、入札説明書等を作成する段階で想定し得る範囲内のものであるとは限らないため、落札者決定後の契約書案、入札説明書等の内容の変更は一切許容されないものでなく、競争性の確保に反しない場合に限り変更は可能である。

##### (2) 競争性の確保に反しない例

同じコストで質が向上する場合や、質が同じでコストが低減できる場合は、競争性の確保に反するものとはいえない。なお、要求水準書に関しては、その変更により競争性に影響する可能性が高いことから、落札者決定後から契約締結の間に変更が生じないように留意するべきである。

用語	解説	根拠
選定基準	PFI 事業において、民間事業者の選定を行うにあたっては、原則として価格及び提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うが、「価格及び提供されるサービスの質その他の条件による評価」について、その基準を定めたものを指す。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第 2 項
審査基準	資格審査における評価基準。PFI 事業では、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画等を作成の上一般競争入札に参加できるようにするため、いわゆる概要提案による資格審査を行うことが可能である。	申合せ(1)
要求水準書	民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示す資料。構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめることとされている。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針二 1(5)

PFI 事業の実施手順の例



### 3 総合評価にかかわる課題とその対応策

#### (1) PFIの入札における総合評価の現況

##### ア 総合評価一般競争入札方式及び公募型プロポーザル

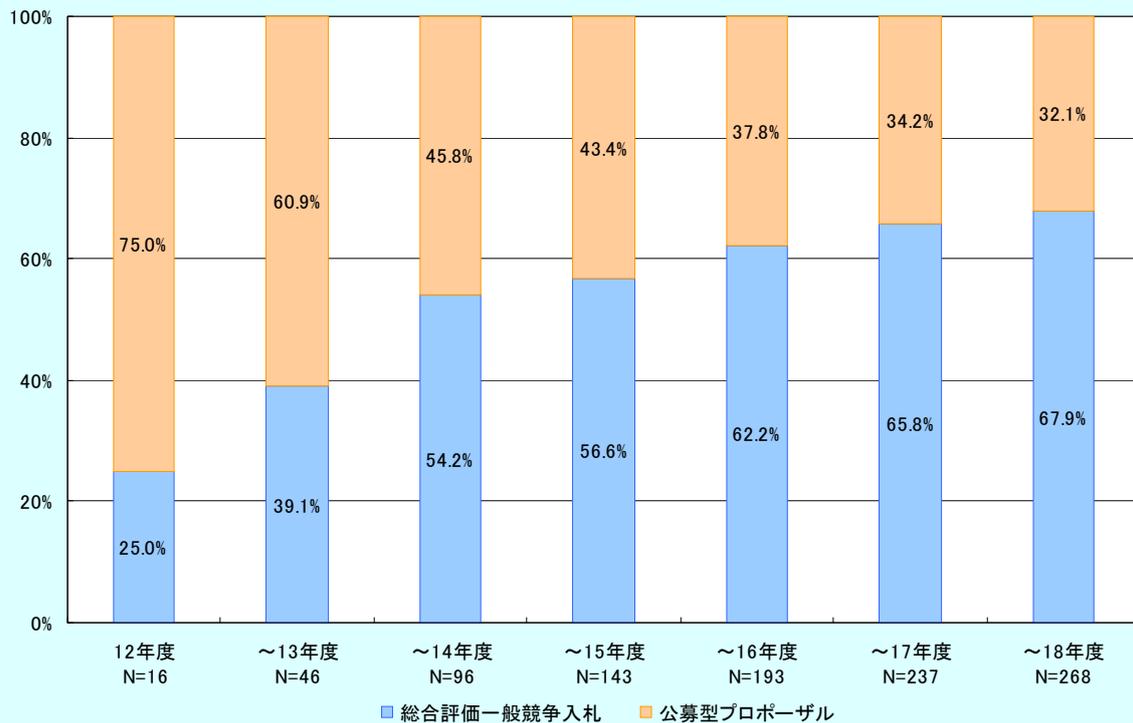
国が行う入札は、会計法及び予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）に基づき、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約することを原則としている。しかしながら、会計法第 29 条の 6 第 2 項の規定は、その性質又は目的からこれにより難い契約については、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができるとしており、この規定に基づき、いわゆる総合評価一般競争入札方式を行うことが可能となっている。また、地方公共団体についても、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に同様の趣旨が規定されている。

PFI 事業については、平成 17（2005）年の PFI 法改正にあたり、第 8 条第 2 項（客観的な評価）において、事業者選定は「原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする」との規定が追加され、いわゆる総合評価によるべき旨が明記されたところである。

PFI 事業の入札契約方式は、一般競争入札と公募型プロポーザルによる随意契約に分けられる。総合評価一般競争入札方式は入札の一類型であるが、公募型プロポーザルによる場合でも、客観的で透明性の高い事業者選定を行う観点から総合評価と同様の方式を用いた評価が行われている。

内閣府が把握している限り、価格のみを評価の対象とした入札により事業者選定を行っている事例はない。また、年度を経るにつれ、公募型プロポーザルの比率が減少し、総合評価一般競争入札の比率が増加している（平成 18 年度までの累計では、7 割弱で総合評価一般競争入札が採用されている）（図表 3-3-16）。

図表 3-3-16 公募型プロポーザルと総合評価一般競争入札の比率の推移（累計ベース）

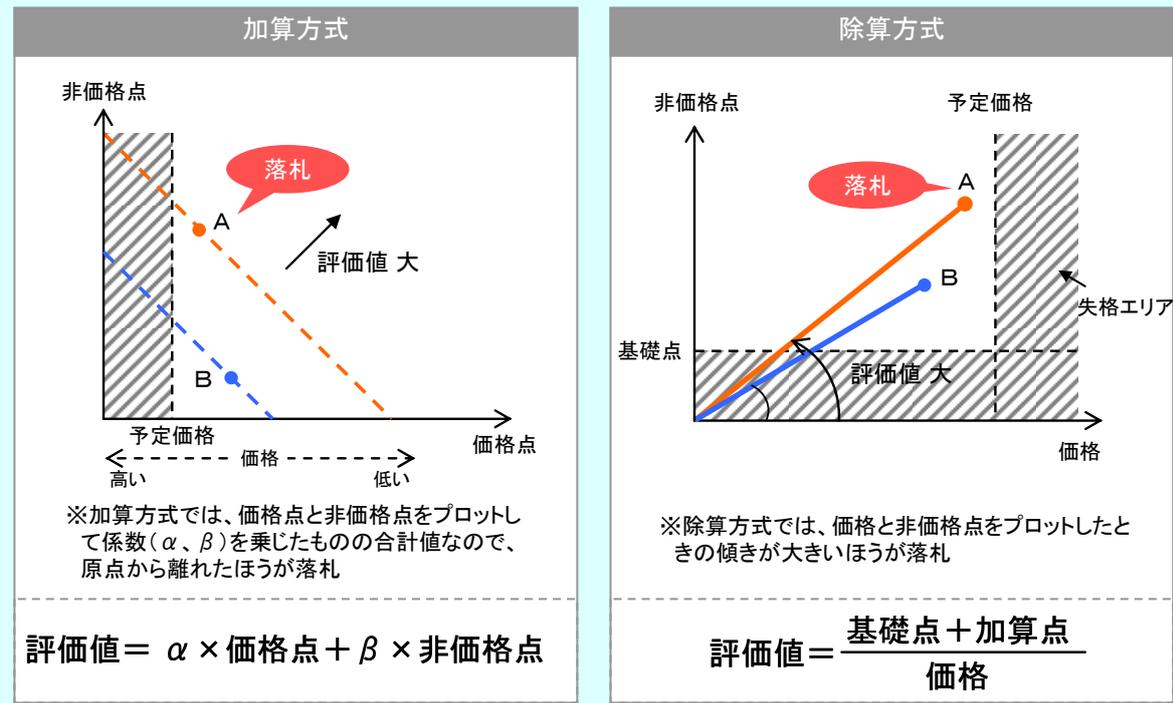


## イ 加算方式と除算方式

総合評価方式は、価格要素による得点と非価格要素による得点を加算する「加算方式」と、非価格要素による得点を価格で除算する「除算方式」に分けられる。

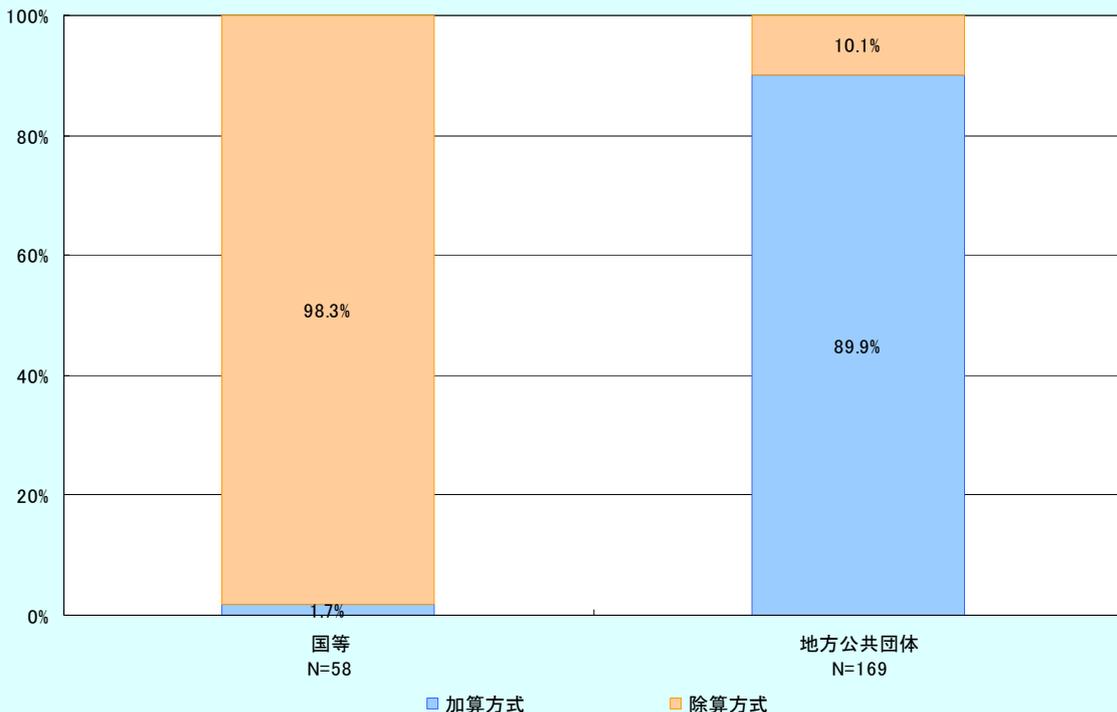
加算方式と除算方式のイメージの違いは、価格点と非価格点を軸とする平面上で考えるとわかりやすい。除算方式では、平面上の傾きが総合評価値となる。したがって、傾きが大きいほうが総合評価値が大きい。一方、加算方式では、価格点と非価格点に一定の係数をかけたものを足し算するため、価格点が高い(=価格が低い)ほど、また、非価格点が高いほど、平面上の右上の領域に近づき、総合評価値が大きくなる。なお、いずれの場合も、予定価格超過等の場合は失格となる。

図表 3-3-17 加算方式と除算方式のイメージ



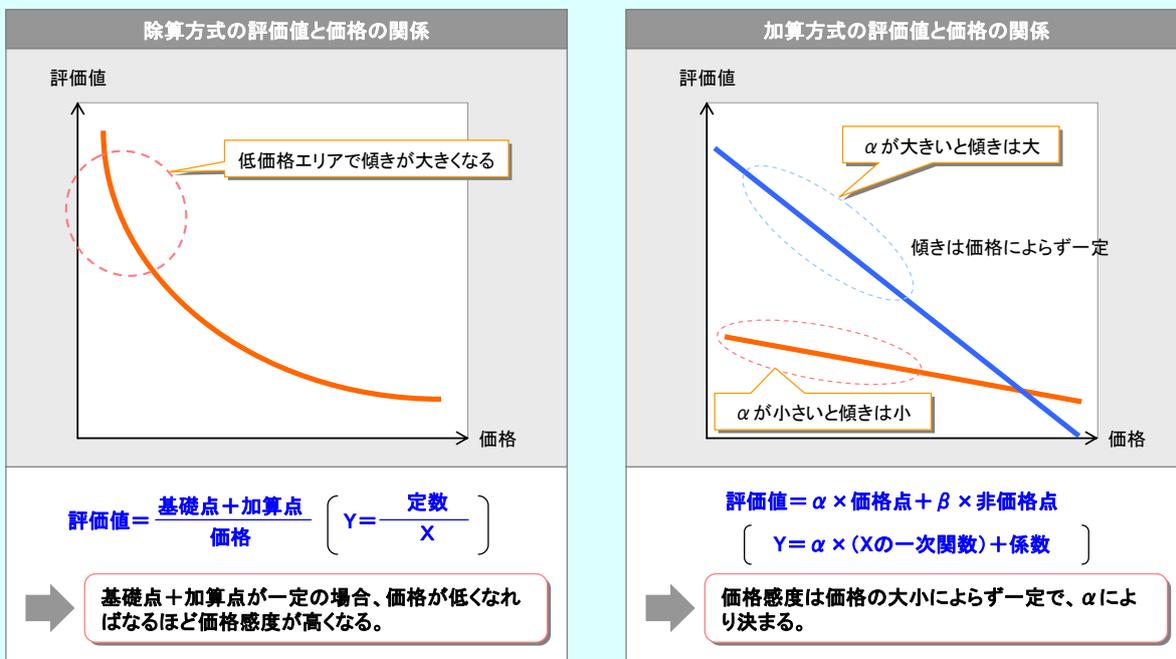
国の事業の場合、予決令第91条第2項により、各省各庁の長が個別案件ごとに財務大臣と協議することとされているが、除算方式であれば個別協議は不要となっており、国等では除算方式が用いられることが多い。一方、地方公共団体では加算方式が多く用いられている（図表3-3-18）。

図表 3-3-18 国等・地方公共団体別の加算方式・除算方式の割合



一般に、除算方式は価格感度が高く、低価格帯でその傾向が強まる一方、加算方式は、係数の設定によって価格感度を柔軟に設定できるという特徴がある（図表 3-3-19）。

図表 3-3-19 加算方式・除算方式における評価値と価格の関係

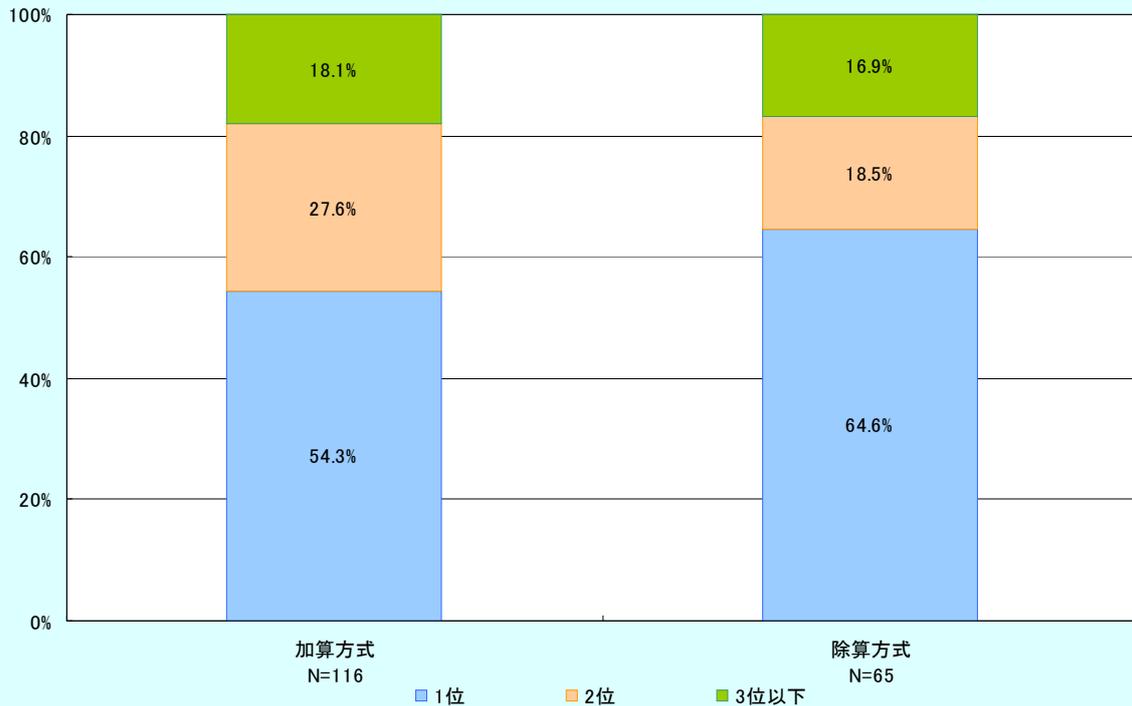


### ウ PFI 事業における総合評価値の算出式と落札結果への影響

加算方式と除算方式によって比率は異なるものの、概ね半数程度の案件において、価格順位が1位でない応募者が選定されている。総合評価を適用することで、価格以外の要素を加味した事業者選定が行われている。

除算方式に比べて、加算方式のほうが価格順位の低い応募者が落札している比率が高いことから、除算に比べると加算のほうが非価格要素を重視した落札結果が得られる傾向にあるといえる（図表 3-3-20）。

図表 3-3-20 加算・除算の区分による落札者の価格順位



## (2) アンケート調査等による実態の把握

### ア PFI 事業における総合評価の課題

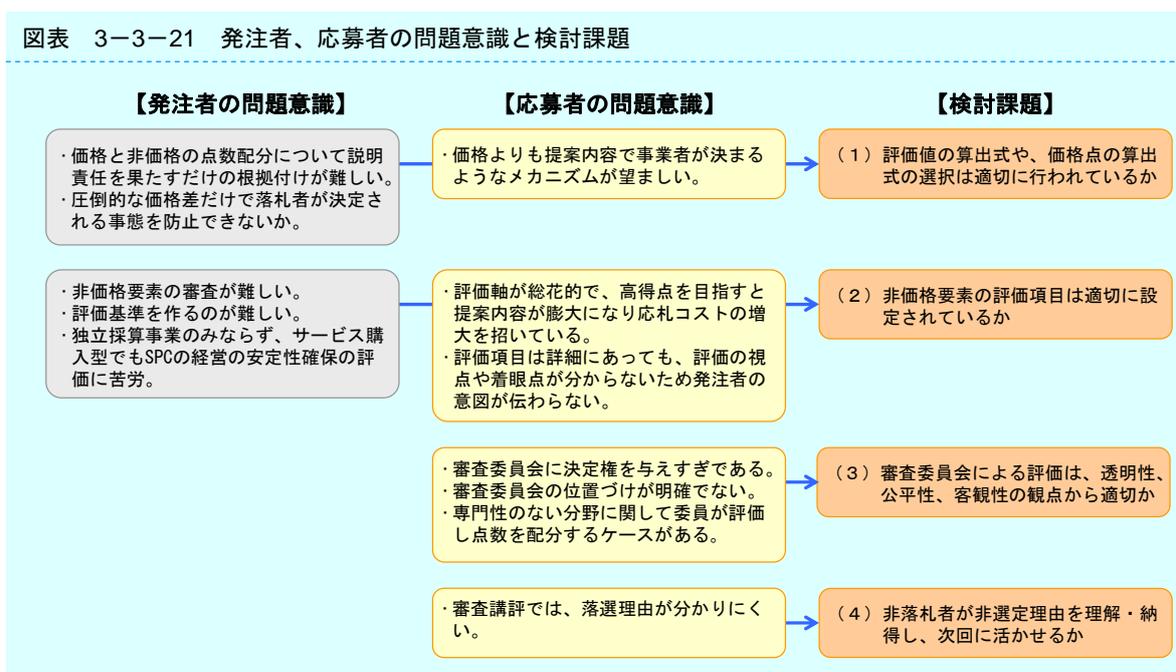
「2 入札プロセスにかかわる課題の整理とその対応策—関係省庁連絡会議幹事会申合せに向けて—」において示した発注者に対して行ったアンケートや、民間事業者に対して行ったヒアリングでは、発注者・応募者双方から PFI 事業の総合評価に関する課題もあわせて指摘されている。

たとえば、発注者側からは、評価基準作成の困難さや非価格要素の審査の困難さといった総合評価により評価を行うこと自体の難しさが問題点として提起されているほか、他に優れた提案を行った応募者があったとしても、極端な低価格で入札する応募者があった場合に当該応募者が落札者となる事態を防止できないといった問題が指摘されている。また応募者側からは、価格よりも提案内容で落札者が決まるようなメカニズムが望ましいという声が聞かれるほか、発注者の提示する評価軸が総花的である一方で、評価の視点や着眼点が分からないため発注者の意図が伝わらず提案しづらいという問題が指摘されている。さらに、評価は一般に有識者で構成される審査委員会において行われるが、審査委員会の位置付けが不明確である、あるいは専門性のない分野に関して委員が評価するケースがあるといった問題も指摘されている。

これらを踏まえ、以下の4つの検討課題を設定し、実態の把握を行った。

- ・ 評価値の算出式や、価格点の算出式の選択は適切に行われているか
- ・ 非価格要素の評価項目は適切に設定されているか
- ・ 審査委員会による評価は、透明性、公平性、客観性の観点から適切か
- ・ 非落札者が非選定理由を理解・納得し、次回にいかせるか

図表 3-3-21 発注者、応募者の問題意識と検討課題



## イ アンケート調査の実施

現在のPFI事業の事業者選定・評価の実態や、発注者・応募者双方の満足度を把握するため、平成18(2006)年12月末日までに事業者選定が終了している225の発注者を対象にアンケートを行うとともに、PFI事業への参加件数により抽出した民間企業32社に対しアンケートを実施した。

### ● 評価値の算出式や価格点の算出式の選択は適切に行われているか

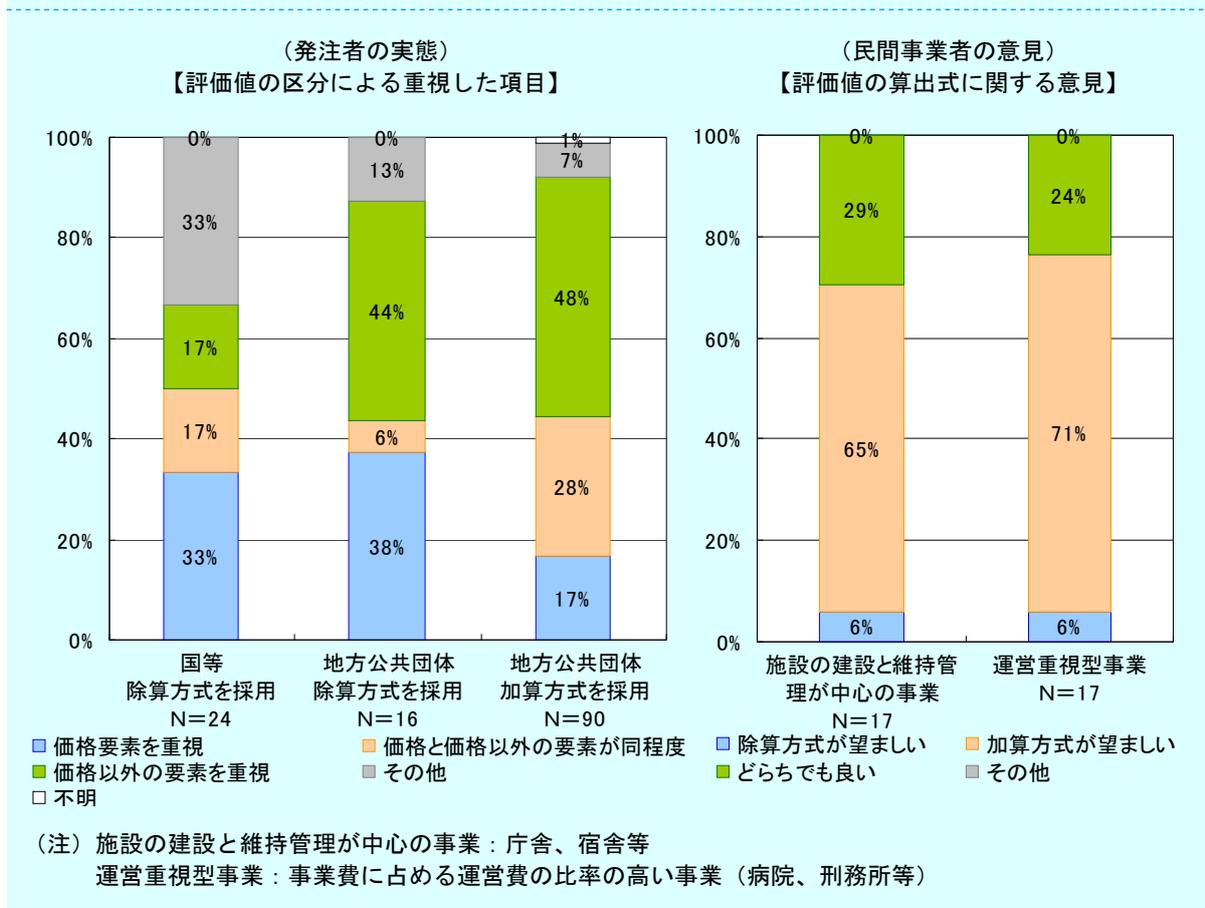
評価値の算出式の作成方法によって、どのような提案をした応募者が落札者になるのかが異なってくる。さらに、それを見越した上で、民間事業者は落札しやすい内容で提案してくることになる。したがって、評価の算出式を適切に設定することは、PFI事業を行う上で重要である。

評価値の算出式について、発注者の区分ごとに見てみると、国及び独立行政法人ではほとんどが価格感度の高い除算方式を採用しているが、除算方式を採用しているにもかかわらず、そのうち17%は価格以外の要素を重視したとしている。一方、

地方公共団体でも、除算方式を採用したケースの 16 事業のうち 44%（7 事業）の発注者が価格以外の要素を重視した旨回答している（図表 3-3-22）。以上から、非価格要素を重視していながら、実際には価格感度の高い除算方式を採用するという評価の算出式が必ずしも適切に選定されていない事例があることがわかる。

なお、民間事業者には、過度な価格低下インセンティブの働く方式は望ましくないとする意見があり、加算方式が望ましいとする意見が多い。

図表 3-3-22 評価値の算出や価格点の算出式に関する発注者の実態と民間事業者の意見

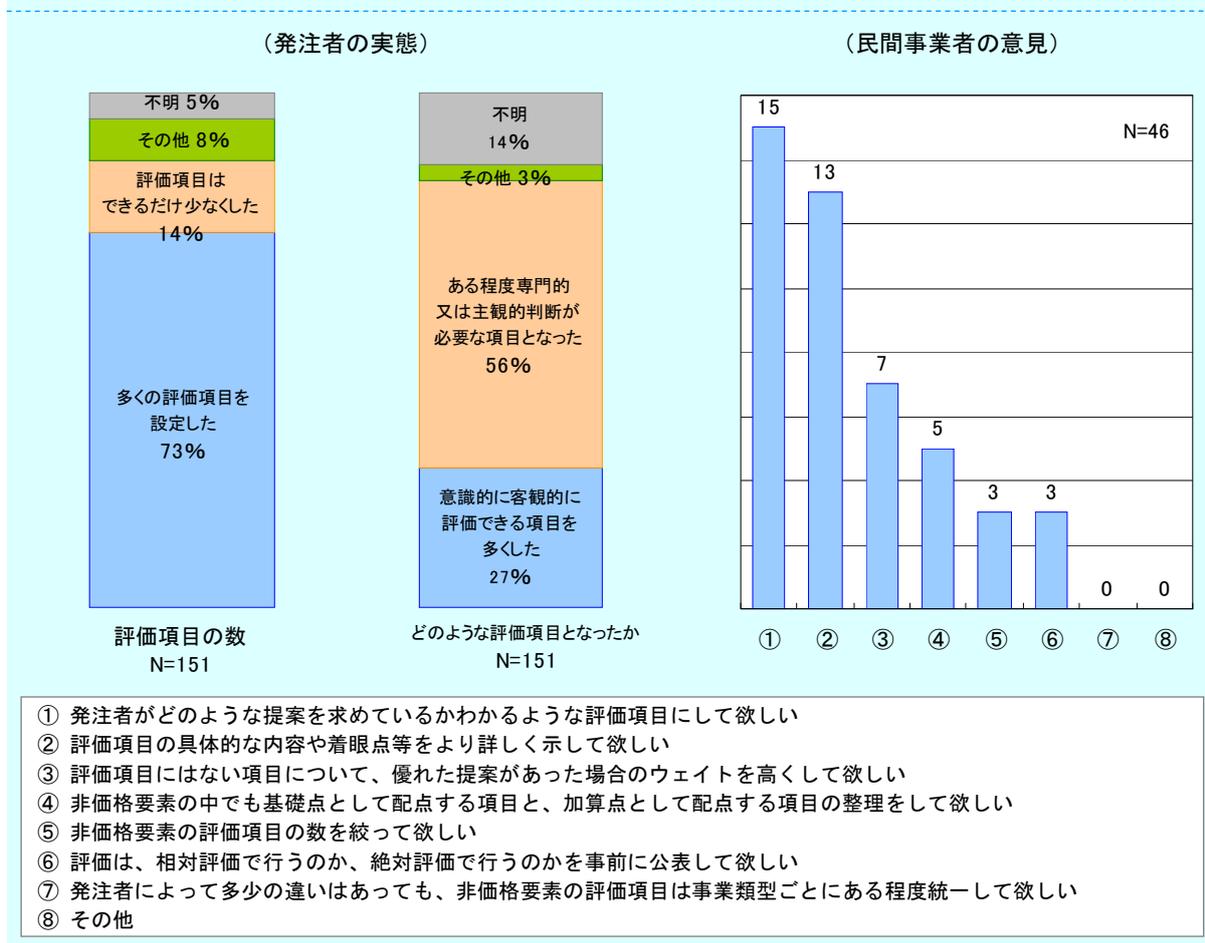


● 非価格要素の評価項目は適切に設定されているか

評価項目の設定も民間がどのような提案をするかに直接関係している。

非価格要素の評価項目については、発注者へのアンケート結果からは、発注者は評価項目を多く設定する傾向があり、また、主観的判断を必要とする評価項目が多いとの結果となった。一方、民間事業者へのアンケート結果からは、非価格要素の評価項目では、「評価内容や着眼点を詳しく示して欲しい」、「発注者の意図が分かる評価項目として欲しい」という意見が多くを占めた。また、さらに民間事業者へのヒアリングでは、現在の評価項目では発注者の真のニーズや意図が分からないことを問題視する意見や、基礎審査においても失格かどうかを決定するような重要な基準が明示されていないことを問題視する意見が示された。

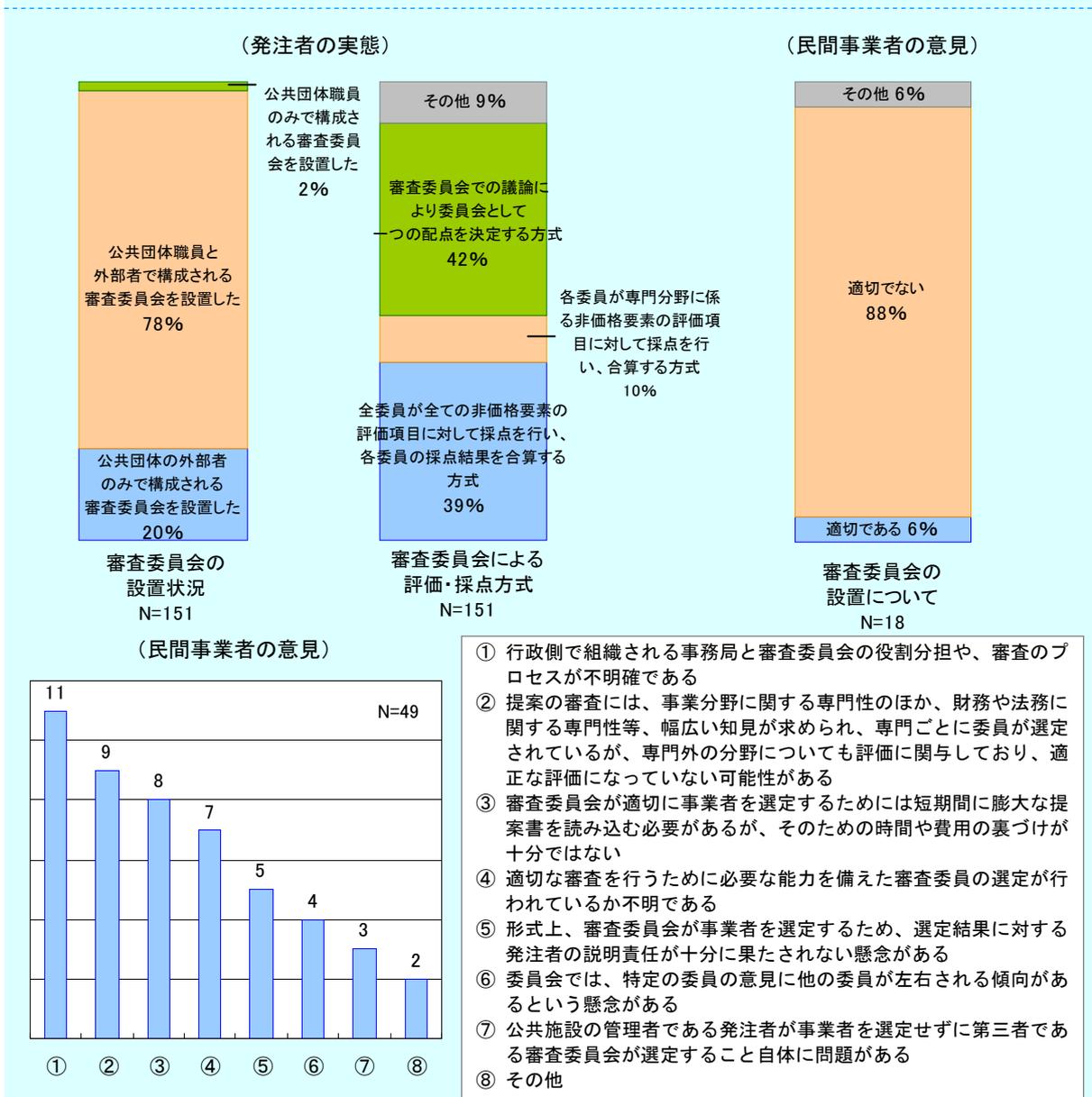
図表 3-3-23 評価項目の数やその内容に関する発注者の実態と非価格要素に関する民間事業者の意見



● 審査委員会による評価は、透明性、公平性、客観性の観点から適切か

事業者選定にあたっては、透明性、公平性、客観性を確保するとの観点から、ほとんどの事業で審査委員会が設置され、審査委員会で事業者の選定が行われているが、民間事業者の多くは現在の審査委員会による審査体制は適切とはいえないとしている。その理由として、審査委員会と事務局の役割分担の不明確さ、専門外の委員による評価、審査委員の時間不足等が指摘されている。図表 3-3-24 に示されているとおり、各委員が専門分野にかかわる非価格要素の評価項目に対し採点を行い、合算する方式は全体の 10%を占めるにすぎず、この官と民の認識のギャップが民間事業者に現在の審査委員会の在り方は適切ではないという不満を生じせしめている要因となっていると考えられる。

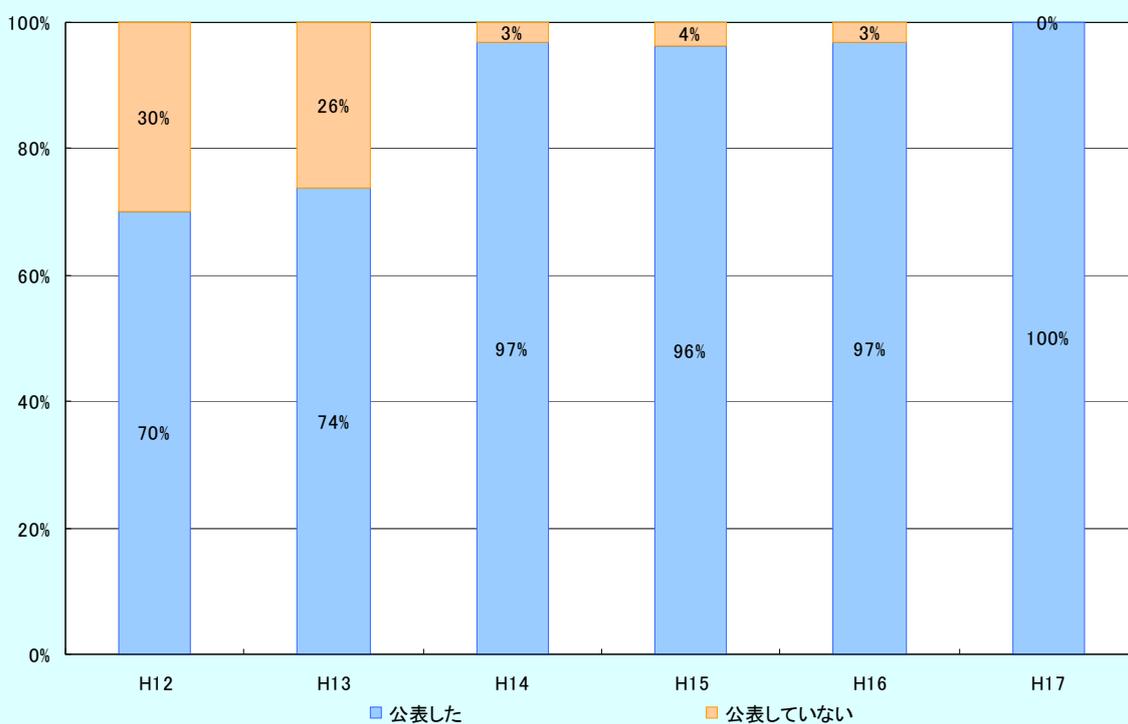
図表 3-3-24 審査委員会に関する発注者の実態と民間事業者の意見



● 非落札者が非選定理由を理解・納得し、次回にいかせるか

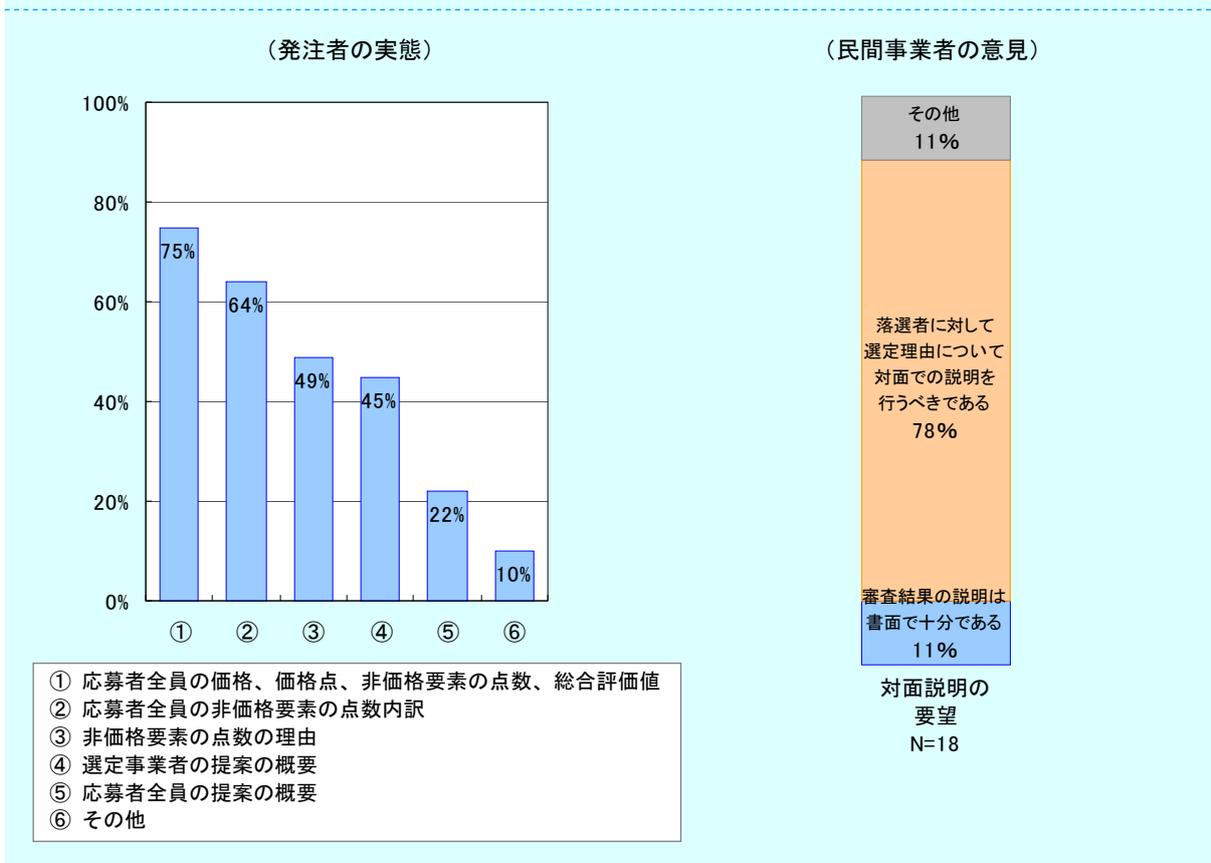
審査講評は、平成 17 年度はすべての案件で公表されており、選定理由の公表はある程度は進んでいるものと考えられる（図表 3-3-25）。しかしながら、審査講評の内容としては、「価格、価格点、非価格要素の点数、総合評価値」の公表は 4 分の 3 の事業でなされているものの、非価格要素の点数の評価の理由まで公表している事業は半数にすぎない。こうした状況から、民間事業者からは、審査講評からは落選理由が分からないため、対面説明を求める意見が多い（図表 3-3-26）。

図表 3-3-25 審査講評の公表の推移



(出典 アンケート調査)

図表 3-3-26 審査講評の公表に関する発注者の実態と民間事業者の意見



### (3) 海外における PPP/PFI 事業における評価のメカニズムの比較

#### ア 日本と海外における PFI 事業の総合評価方式の比較

英国、フランス、オーストラリア（ヴィクトリア州）における評価のメカニズム等を我が国と比較すると、共通している点もあるものの相違点も多い。

たとえば、これらすべての国々で、価格と非価格要素による総合評価が行われているものの、除算方式を採用しているのは我が国だけであること、日本を除く国々では、評価項目の一つとして VFM が評価の対象となっていることが挙げられる。

また、日本では第三者を含む審査委員会を組成するが、日本を除く国では発注者が主体となって審査を行っている。ただし、設計等の技術的事項やリスク移転を考慮した財務評価等の専門的な事項はアドバイザーが支援している。また、入札プロセス中に発注者と応募者とが対話を行っており、対話の経緯を把握していることが審査において必要と考えられる。

英仏では、選定結果に関する情報の公開より、非落札者に対する対面での説明が重視されている。